

茂原市心身障害者福祉作業所指定管理者  
募集要項

令和6年8月

茂原市

## 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	3
2	施設の概要	3
	(1) 施設名称	
	(2) 所在地	
	(3) 目的	
	(4) 敷地面積	
	(5) 建築構造	
	(6) 施設面積	
	(7) 施設内容	
	(8) 竣工	
	(9) 開所時間及び休所日	
3	指定管理者が行う管理の基準	3
	(1) 関係法令の遵守	
	(2) 個人情報の管理	
	(3) 情報公開	
4	指定管理者が行う業務の範囲	4
	(1) 業務の範囲	
	(2) 業務の再委託の禁止	
	(3) 施設の管理運営上のリスク対応	
5	指定期間	4
6	経理に関する事項	4
	(1) 管理運営費用	
	(2) 会計年度	
	(3) 土地賃借料	
	(4) 受託工賃等の支払い	
7	申請に関する事項（留意事項等を含む）	5
	(1) 申請資格	
	(2) 申請者の制限	
8	指定管理者の募集及び選定スケジュール	5
	(1) 本事業の実施スケジュール	
	(2) 指定管理者の募集手続き	
	(3) 留意事項	
9	指定管理者の候補者の選定基準等	7
	(1) 審査の基準	
	(2) 選定委員会	
	(3) 選定の方法	
	(4) 選定の基準	
	(5) 選定結果の通知等	
10	茂原市議会の議決等	9
	(1) 議会の議決	
	(2) 議会の議決が得られなかった場合の措置	

1 1	指定管理者の指定等	9
	(1) 指定管理者の指定	
	(2) 指定管理者との協定締結	
	(3) 協定の内容	
1 2	指定管理者の指定の取消	9
	(1) 要求、指示に従わない場合	
	(2) 管理の適正を欠く場合	
1 3	事業の継続が困難となった場合の措置等	10
	(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合	
	(2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合	
1 4	課税に関すること	10
1 5	問い合わせ先	10

## 1 指定管理者制度の趣旨

平成15年6月に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同年9月に施行されたことにより、「公の施設」の管理について、民間事業者やその他の団体が、施設の管理運営を行うことができる指定管理者制度が導入されました。

本市では、この法律の主旨に基づき「茂原市心身障害者福祉作業所」の管理運営について、指定管理者制度を導入しています。

「茂原市心身障害者福祉作業所」の指定管理者の指定手続等については、「茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成17年茂原市条例第22号。以下「条例」という。）及び「茂原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」（平成17年茂原市規則第31号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この要項に定めるところにより行います。

## 2 施設の概要

- (1) 施設名称 茂原市心身障害者福祉作業所（以下「福祉作業所」という。）
- (2) 所在地 茂原市本小轡319番地1
- (3) 目的 福祉作業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の趣旨に基づき、在宅心身障害者の福祉の増進を図る。
- (4) 敷地面積 1,796㎡（借地）
- (5) 建築構造 鉄骨・木造スレート葺 平屋建
- (6) 施設面積 349.02㎡
- (7) 施設内容 作業室（2室）、食堂（1室）、更衣室（2室）、休憩室（1室）、トイレ（身障用含む3室）、事務室等
- (8) 竣工 平成2年5月1日
- (9) 開所時間及び休所日
  - ①開所時間  
午前9時から午後4時まで  
ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、これを変更することができます。
  - ②休所日  
福祉作業所の休所日は、次のとおりとします。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、臨時に休所し、又は休所日を変更することができます。
    - ア 日曜日及び土曜日
    - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
    - ウ 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

## 3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令の遵守  
関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 個人情報の管理  
指定管理業務を行うにあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び茂原市個人情報保護法等施行条例（令和4年茂原市条例第17号）

の定めるところにより、個人情報の適切な管理を行うこと。

### (3) 情報公開

指定管理者は、茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号）の趣旨に即して、市民に必要な情報提供を行うため、必要な措置を講ずること。

## 4 指定管理者が行う業務の範囲

### (1) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。なお、業務の詳細については茂原市心身障害者福祉作業所管理業務仕様書によるものとします。

- ①就労及び生産活動の機会の提供に関すること。
- ②生活支援に関すること。
- ③社会生活への適応訓練に関すること。
- ④運営管理に関すること。
- ⑤利用許可等に関すること。

### (2) 業務の再委託の禁止

指定管理者は、本事業の全部又は主たる事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、施設の管理に関する業務の一部について委託する場合で、事前に茂原市（以下「市」という。）に承諾を得たときはこの限りではありません。

### (3) 施設の管理運営上のリスク対応

指定管理者は、管理運営上の瑕疵に原因があつて事故が発生した場合に対応するため、リスクに応じ利用者等に係る賠償責任保険に加入してください。

なお、火災保険、建物保険、施設賠償保険については、市が加入します。

## 5 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

## 6 経理に関する事項

### (1) 管理運営費用

本事業では、指定管理者は障害者総合支援法第29条第1項並びに第3項に規定する訓練等給付費及び茂原市心身障害者福祉作業所設置及び管理に関する条例（昭和54年茂原市条例第3号）第9条に規定する使用料をもって、指定管理業務に要する費用に充てるものとし、市は、指定管理業務に関する費用は支払わないものとします。

### (2) 会計年度

4月1日から翌年3月31日までとします。

### (3) 土地賃借料

施設用地に係る賃借料は、市が地権者に支払うものとします。

### (4) 受託工賃等の支払い

業者からの受託工賃収入及び指定管理者が自ら企画・実施する事業による収入から原材料費等を差し引いた金額を、毎月利用者に工賃として分配するものとします。

## 7 申請に関する事項（留意事項等を含む）

### （1）申請資格

申請資格は、次に掲げる条件に該当する社会福祉法人とします。

- ①茂原市内に事業所を有する法人であること。
- ②身体障害者、知的障害者及び精神障害者の施設を運営した実績があり、障害者支援に係る業務を現に行っていること。
- ③対象施設において、障害者総合支援法に基づく就労継続支援（B型）事業所の指定（県指定）を令和7年3月31日までに取得可能なこと。（取得済みもしくは見込みを含む）

### （2）申請者の制限

指定の申請にあたって、当該法人及びその役員のうち、次のいずれかに該当する法人は申請することができません。

- ①地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2及び第142条に該当するもの
- ②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当するもの
- ③会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていないもの
- ④国税・県税・市税を滞納しているもの
- ⑤暴力団及びその構成員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員をいう。)であるもの

## 8 指定管理者の募集及び選定スケジュール

指定管理者の募集は、条例、規則及びこの要項に基づき行い、事業計画書等の提出により実施します。

### （1）本事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは、以下を予定しています。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| ① 募集要項等の配布   | 令和6年 8月26日(月)～30日(金)  |
| ② 質問等の受付     | 令和6年 9月 2日(月)～6日(金)   |
| ③ 質問の回答      | 令和6年 9月13日(金)         |
| ④ 申請書類の受付    | 令和6年 9月17日(火)～ 20日(金) |
| ⑤ 選定委員会の開催   | 令和6年10月15日(火)         |
| ⑥ 選定委員会の結果通知 | 令和6年10月下旬             |
| ⑦ 市議会議決日     | 令和6年12月中旬             |
| ⑧ 指定通知日      | 令和6年12月下旬             |
| ⑨ 協定の締結      | 令和7年 4月 1日(火)         |

### （2）指定管理者の募集手続き

#### ①募集要項及び仕様書の配布

ア 配布期間 令和6年8月26日(月)～30日(金)

- イ 配布時間 午前9時～午後5時
- ウ 配布場所 茂原市役所 福祉部 障害福祉課  
茂原市道表1番地

②質問の受付及び回答

募集内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和6年9月2日（月）～6日（金）
- イ 受付時間 午前9時～午後5時
- ウ 質問方法 郵送、FAX、電子メール
- エ 受付場所 茂原市役所 福祉部 障害福祉課  
〒297-8511 茂原市道表1番地  
FAX 0475-20-1610  
E-mail syogai@city.mobara.chiba.jp

オ 質問に対する回答 令和6年9月13日（金）に市公式ウェブサイトにて回答します。

③申請時に提出する書類

- ア 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- イ 管理を行う事業計画書（様式2）
- ウ 管理に係る収支計画書（様式3）
- エ 経営状況を説明する書類
- オ 団体の役員名簿
- カ 団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
- キ 法人の登記事項証明書
- ク 法人の印鑑証明書
- ケ 納税証明書等

国税（法人税・消費税）、県税（法人県民税・法人事業税・自動車税）、市税（法人市民税・固定資産税・軽自動車税）の納税証明書（直近2年分）

※納税義務が無い場合は、その旨及びその理由を記載した申立書

コ 事業認可等の証明書

④申請書の提出部数

正本1部 副本10部

⑤提出書類の受付

申請提出書類を次のとおり受け付けます。

- ア 受付期間 令和6年9月17日（火）～20日（金）
- イ 受付時間 午前9時～午後5時
- ウ 受付場所 茂原市役所 福祉部 障害福祉課  
茂原市道表1番地
- エ 提出方法 持参してください。

(3) 留意事項

①接触の禁止

審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件申請についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

②提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

④申請の辞退

申請を辞退する場合には、辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。

⑤費用負担

申請に関して必要となる費用は申請者の負担とします。

⑥申請書類の取り扱い

ア 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

イ 市は、必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

ウ 申請書類は、指定管理者選考委員会で審議されるほか、議会における審議で使用される場合があります。なお、申請書類は、個人情報に関する情報を除き、情報公開の対象となります。

⑦必要な資格

防火管理者の資格（再委託不可）を取得した職員を配置すること。

## 9 指定管理者の候補者の選定基準等

### (1) 審査の基準

指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の選定にあたっては、茂原市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱（平成17年茂原市告示第91号）に基づき設置された、茂原市公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により申請することができる団体としての資格を満たし、申請書類に不備等の無い団体を申請団体とします。

### (2) 選定委員会

指定候補者の選定にあたっては、7名の委員で組織する選定委員会による審査を行います。

### (3) 選定の方法

①指定候補者の選定にあたっては、選定委員会の審査により選定します。なお、選定委員会において定める規定の基準点に満たない場合は選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け規定の基準点を満たした場合は選定し、再度の提案においても規定の基準点を満たない場合は、改めて選定に伴う公募等を実施します。

②審査にあたり選定委員会による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

③選定委員会の審査結果に基づき、市長が指定候補者を選定します。

### (4) 選定の基準

指定候補者の選定は、申請書類による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査の総合評価点により審査を行います。なお、基準点（100分の65）に満たない場合は選定せず、不備な点を指摘した後、再度提案を受け基準点を満たした場合は選定し、再度の提案においても基準点を満たない場合は、改めて選定に伴う公募等を実施します。また、次に該当するものは、「失格」とすることがあります。

- ①仕様書等を遵守していないと判断される場合
- ②事業の実現性を欠くと認められる場合
- ③各選定委員の評価点合計の総合計が、再度の提案においても、100分の65に満たない場合

指定管理者選定基準表

選定基準 (条例規定事項)	審査項目	配点	
1. 事業計画による指定施設の運営が、利用者の平等な利用が確保されるものであること。(条例第4条第1号)	①経営方針は施設の設置目的及び市の方針の確保が図られるか。	40	10
	②施設の管理運営方針（現状に対する考え方と将来展望）は適切であるか。		10
	③情報管理体制（個人情報保護、情報公開）に対する考え方は適切か。		10
	④トラブル対応及び苦情処理並びに利用者の安全管理、危機管理に対する考え方は適切か。		10
2. 指定施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。(条例第4条第2号)	①施設の設置目的を達成するための事業計画の考え方は適切か。	40	10
	②安定的な運営を行うための職員体制及び職員の指導育成の考え方は適切か。		10
	③安定的な運営を行うための財務能力を有しているか。		10
	④施設の管理運営実績は適切か。		10
3. 事業計画書の内容が、指定施設の効用を最大限に発揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(条例第4条第3号)	①指定管理を申請した理由（施設管理への意欲、熱意）は、適切か。	20	10
	②事業計画におけるサービス向上と利用者要望の実現策は適切か。		10
合計点数		100	100

(5) 選定結果の通知等

- ①選定委員会による選定結果については、申請団体あてに文書で通知します。
- ②指定候補者の選定は、令和6年10月15日（火）を予定しています。

③指定候補者の選定後、候補者名及び選定結果について公表します。

## 10 茂原市議会の議決等

### (1) 議会の議決

市は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を令和6年12月に開催予定の茂原市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が発生したときは、指定管理者の選定を取り消すことがあります。

### (2) 議会の議決が得られなかった場合の措置

次の場合であっても、指定候補者が福祉作業所に係る管理及び運営の準備のために要した費用等については、一切補償しません。

①茂原市議会が上記議案を否決したとき。

②茂原市議会の会期中に上記議案が議決に至らなかったとき。

③(1)ただし書きにより、市が指定候補者の選定を取り消したとき。

## 11 指定管理者の指定等

### (1) 指定管理者の指定

指定議案の議決を得て、指定管理者に指定するときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

### (2) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者として指定された団体は、協定の締結についての協議を行った後、協定を締結します。

### (3) 協定の内容

①指定期間に関する事項

②業務の範囲及び実施に関する事項

③指定施設の管理に要する経費及び使用料金に関する事項

④事業計画書及び事業報告に関する事項

⑤指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

⑥秘密の保持及び個人情報の保護に関する事項

⑦損害賠償等に関する事項

⑧その他管理業務の実施において、市長等が必要と認める事項

## 12 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。この場合、市に損害が生じたときは指定管理者が賠償するものとします。

### (1) 要求、指示に従わない場合

指定管理者が、市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。

(2) 管理の適正を欠く場合

指定管理者による管理を継続することが適当でないと市が認めるとき。

**13 事業の継続が困難となった場合の措置等**

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は、指定管理者の指定を取り消す等の措置を講じ、指定管理者は市に生じた損害を賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、福祉作業所の業務を遂行できるように、適切な引継ぎを行うものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すことのできない事由による場合

指定管理者は災害その他の不可抗力等により業務継続が困難となった場合、事業継続の可否について市と協議するものとします。

なお、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者の協定を解除できるものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく福祉作業所の業務を遂行できるように、適切な引継ぎを行うものとします。

**14 課税に関すること**

指定管理者については、法人市民税、事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等は課税対象となる場合があります。

詳細については、国税は税務署、県税については県税事務所、市税につきましては茂原市役所税務担当課に確認してください。

**15 問い合わせ先**

茂原市福祉部障害福祉課

〒297-8511

千葉県茂原市道表1番地

電話 0475-20-1666

F A X 0475-20-1610

E-mail syogai@city.mobara.chiba.jp